

加美町農業委員募集要項

1. 募集人数

1人

2. 任期

就任日から令和10年3月31日まで

(令和8年6月に開催される町議会の同意議決を経て就任)

3. 身分

加美町の特別職の地方公務員(非常勤)

(地方公務員法第3条第3項第1号及び農業委員会等に関する法律第4条第2項に基づく)

4. 職務内容

- (1) 毎月開催する農業委員会総会・会議等に参加し、農地法や他の法令に基づく権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定、並びにこれらに関連する現地調査等を行います。
- (2) 農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者・農業への新規参入等の支援)の推進及び「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定等を行います。
- (3) 農業委員会等が主催する会議や研修会に参加します。
- (4) 地域の農業等に関する相談業務や話し合いへの支援を行います。
- (5) その他、農業委員会の所掌に属する事項により活動があります。

5. 委員報酬

①年額425,000円

(加美町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の規定により支給されます。)

②加算給

(年額報酬以外に農地利用最適化交付金の範囲内で町長が定める額を支給します。但し、支給金額は委員それぞれの活動実績や成果実績により決まるため一律ではありません。)

6. 募集及び推薦の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する職務を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 町内に住所を有する者(ただし学生は除く)
- (2) 町の一般職の職員でない者(町職員、会計年度任用職員)
- (3) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有しない者

*また破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又は、その執行を受けることがなくなるまでの者は、推薦・応募の対象外となります。

7. 推薦及び応募方法と提出書類

推薦及び応募の方法は、2通りです。

①推薦・・・個人または団体等から推薦を受けて申し込む方法

・加美町農業委員推薦届出書(農業者推薦)【様式第1号】

◇農業者3人以上の推薦が必要です

・加美町農業委員推薦届出書(法人又は団体推薦)【様式第2号】

◇法人又は団体等の推薦が必要です

②応募・・・自ら応募する方法

・加美町農業委員応募届出書【様式第3号】
該当する様式に必要事項を記入のうえ、持参または郵送により提出してください。

記入上の注意）応募理由、推薦理由の自己アピール用紙では、「業務遂行能力」「見識度」「熱意・意欲」の3項目について評価し選考しますので留意して作成してください。

なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

8. 推薦及び応募書類の入手方法

農業委員会事務局において配布します。

9. 受付期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月24日(金)まで

持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は令和8年4月24日(金)必着とします。

10. 選考方法及び任命

加美町農業委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選考を行い町長に報告します。その後、町議会の同意を得たのち町長が任命します。

*選考に当たっては、次の条件があります。

- ・認定農業者が農業委員の過半を占めること。
- ・農業委員会の所掌する事務について利害関係のない者(中立者)を含めること。
- ・青年(50歳未満)、女性の積極的登用に努めること。

11. 農業委員会委員候補者の選考結果の通知

選考結果は、推薦者及び応募者へ書面で通知します。

12. 推薦・応募状況の公表

法令の定めにより、募集期間の中間時点(令和8年4月中旬)及び期間終了後(令和8年4月下旬)に、提出された書類をもとに以下の内容を町のホームページにおいて公表しますのであらかじめご了承ください。(ただし、生年月日、住所及び電話番号は公表しません)

(1) 個別情報

- ア 推薦者(個人)の氏名、職業、年齢及び性別
- イ 推薦者(法人又は団体)の名称、代表者の氏名、活動の主たる目的、構成員の人数及び構成員の資格、要件等
- ウ 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- エ 認定農業者であるか否かの別
- オ 推薦又は応募の理由

(2) 申込者全体の情報

被推薦者及び応募者の数及びそのうちの認定農業者の数

13. 提出場所及びお問い合わせ先

〒981-4392 加美町字長檀75番地2(小野田支所内)

加美町農業委員会事務局 電話番号 67-5411

*問い合わせは、平日の午前8時30分~午後5時15分でお願います。